

（第一面）

変更通知書

年 月 日

札幌市長 殿

第 号
年 月 日

通知者官職 印

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 20 条第 2 項後段又は同法附則第 3 条第 8 項後段の規定により計画を通知します。

【通知の別】

- 法第 20 条第 2 項後段の規定による通知
- 法附則第 3 条第 8 項後段の規定による通知

【変更の通知をする建築物の直前の通知】

【受付番号】 第 号

【通知日】 年 月 日

【変更内容の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	特記欄	整理番号欄
令和 年 月 日		
第 号		
係員印		

（注意）

- 第二面から第四面までとして別記様式第二十二の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 別記様式第二十二の（注意）に準じて記入してください。

(第二面)

<p>【1. 建築主】</p> <p>【イ. 氏名のフリガナ】</p> <p>【ロ. 氏名】</p> <p>【ハ. 郵便番号】</p> <p>【ニ. 住所】</p> <p>【ホ. 電話番号】</p>
<p>【2. 代理者】</p> <p>【イ. 氏名】</p> <p>【ロ. 勤務先】</p> <p>【ハ. 郵便番号】</p> <p>【ニ. 住所】</p> <p>【ホ. 電話番号】</p>
<p>【3. 設計者】</p> <p>【イ. 氏名】</p> <p>【ロ. 勤務先】</p> <p>【ハ. 郵便番号】</p> <p>【ニ. 住所】</p> <p>【ホ. 電話番号】</p>
<p>【4. 備考】</p>

(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 建築面積】	m ²
【4. 延べ面積】	m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【9. 建築物の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²) (m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²) (m ²)
	増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²) (m ²)
	改築部分 (m ²) (m ²)
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの) <input type="checkbox"/> 無
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 (竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【14. 該当する地域の区分】	地域
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	
【イ. 非住宅建築物】	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号口の基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【二. 複合建築物】

基準省令第1条第1項第3号イの基準

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】 令和 年 月 日

【17. 工事完了予定年月日】 令和 年 月 日

【18. 備考】

(第四面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準	
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値 W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準	
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値 W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI	()
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準	
BEI	()
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

4) 土間床等の外周部分の基礎

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (W/(m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K)/W)

5) 開口部

【開口部比率】 () 【開口部比率区分】 ()

【断熱性能】 建具等の種類(建具の材質・構造)
(ガラスの種別)

熱貫流率 (W/(m²・K))

【日射遮蔽性能】

ガラスの日射熱取得率(日射熱取得率)

付属部材(南±25度に設置するもの)

(上記以外の方位に設置するもの)

ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値 ((m²・K)/W)

(2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

【暖房】暖房設備 ()
効率 ()

【冷房】冷房設備 ()
効率 ()

【換気】換気設備 ()
効率 ()
【照明】照明設備 ()
【給湯】給湯設備 ()
効率 ()

2. 備考